

治安出動の際における治安の維持に関する細部協定

改正 平成 14 年 3 月 29 日

改正 平成 18 年 3 月 27 日

改正 平成 18 年 7 月 31 日

改正 平成 19 年 1 月 9 日

改正 平成 22 年 3 月 26 日

改正 平成 27 年 10 月 1 日

改正 令和 4 年 4 月 1 日

防衛庁と警察庁とは、治安出動の際における治安の維持に関する協定（平成 12 年 12 月 4 日）第 5 条の規定に基づき、治安出動の際における治安の維持に関する細部協定（昭和 32 年 12 月 25 日）の全部を改正するこの協定を締結する。

平成 13 年 2 月 1 日

防衛事務次官 佐藤 謙

警察庁長官 田中 節夫

（自衛隊の協力区分）

第 1 条 治安出動の際における治安の維持に関する協定（以下「基本協定」という。）に基づく自衛隊の警察に対する協力は、主として陸上自衛隊が行うものとする。ただし、沿岸海域の警備、陸上自衛隊の部隊が派遣されるまでの離島の緊急警備、人員及び物品の海上輸送等に関する協力は海上自衛隊が、離島における航空自衛隊の施設の利用、人員及び物品の航空輸送（航空自衛隊の航空機によるものに限る。）等に関する協力は航空自衛隊が、それぞれ行うものとする。

（治安出動命令が発せられた場合の通報等）

第 2 条 治安出動命令が発せられた場合においては、防衛省統合幕僚監部総括官（以下「防衛省総括官」という。）は警察庁警備局長に対し、防衛省整備計画局長は警察庁長官官房長に対し、当該治安出動命令を受けた部隊に係る自衛隊側連絡責任者（別表の左欄に掲げる自衛隊側連絡責任者をいう。以下同じ。）は対応する警察側連絡責任者（同表の右欄に掲げる警察側連絡責任

者をいう。以下同じ。)のうち出動地域を管轄するものに対し、それぞれ、直ちに、治安出動命令が発せられた旨、出動地域、出動する部隊の名称、当該部隊の指揮官の官職及び氏名その他必要な事項を通報するものとする。

2 前項の場合においては、防衛省総括官及び警察庁警備局長は、直ちに、次に掲げる事項について、相互に連絡し、又は協議するものとする。

- (1) 事態への対処の基本方針に関すること。
- (2) 治安情報（資料を含む。以下同じ。）に関すること。
- (3) 広報に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

3 第1項の場合においては、防衛省整備計画局長及び警察庁長官官房長は、必要に応じ、次に掲げる事項について、相互に連絡し、又は協議するものとする。

- (1) 通信系の相互利用に関すること。
- (2) 自衛隊と警察との間の通信系の構成に関すること。

4 第1項の場合においては、同項の自衛隊側連絡責任者及び警察側連絡責任者は、直ちに、次に掲げる事項について、相互に連絡し、又は協議するものとする。

- (1) 事態への対処の方針に関すること。
- (2) 治安を侵害する勢力の鎮圧及び防護対象の警備に関する任務分担並びにこれらに必要な出動部隊の人員及び主要装備品に関すること。
- (3) 交通整理、質問、避難等の措置に関すること。
- (4) 自衛隊の隊員が逮捕した現行犯人の引渡しに関すること。
- (5) 連絡方法に関すること。
- (6) 治安情報に関すること。
- (7) 死傷者の収容、治療及び後送に関すること。
- (8) 施設の利用及び車両その他の物品の使用に関すること。
- (9) 人員及び物品の輸送に関すること。
- (10) 専門的知識及び技術の提供に関すること。
- (11) 広報に関すること。
- (12) その他必要な事項に関すること。

5 前項の協議により定める事項の内容は、第2項の協議により定める事項の内容に沿うものでなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、治安出動命令が発せられることとなる可能性のある事態が発生した場合に準用する。この場合において、第4項中「同項の」とあるのは「治安出動命令を受けることとなる可能性のある部隊に係る」と、「警察側連絡責任者」とあるのは「これに対応する警察側連絡責任者のうち出動地域となる可能性のある地域を管轄するもの」と読み替えるものとする。

(撤収命令が発せられた場合の通報等)

第3条 撤収命令が発せられた場合においては、防衛省総括官は警察庁警備局長に対し、防衛省整備計画局長は警察庁長官官房長に対し、当該撤収命令を受けた部隊に係る自衛隊側連絡責任者は対応する警察側連絡責任者のうち当該部隊の出動地域を管轄するものに対し、それぞれ撤収命令が発せられた旨を通報するものとする。

2 前項の場合においては、防衛省総括官及び警察庁警備局長は、撤収に関し必要な事項について相互に連絡し、又は協議するものとする。防衛省整備計画局長及び警察庁長官官房長の間並びに前項の自衛隊側連絡責任者及び警察側連絡責任者の間においても同様とする。

(平素の連携)

第4条 防衛省総括官及び警察庁警備局長は、基本協定及びこの協定を実施するために必要な範囲内で、平素から情報を交換するとともに、訓練その他の事項について密接に連携するものとする。防衛省整備計画局長及び警察庁長官官房長の間並びに自衛隊側連絡責任者及びこれに対応する警察側連絡責任者の間においても同様とする。

(現地協定)

第5条 基本協定第6条の規定による現地協定は、自衛隊側連絡責任者及びこれに対応する警察側連絡責任者が第2条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による連絡又は協議を行うため必要な事項について締結するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成13年2月1日から実施する。ただし、防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成12年法律第58号）附則第1項の規定に基づく政令により定められる日までの間は、別表自衛隊側連絡責任者の欄中「第12旅団長」とあるのは、「第12師団長」とする。
- 2 治安出動の際における自衛隊と警察との通信の協力に関する細部協定（昭和33年10月27日）及び治安出動の際における自衛隊と警察との通信の協力に関する実施細目協定（昭和35年3月29日）は、廃止する。

附 則

この協定は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この協定は、平成18年3月27日から実施する。

附 則

この協定は、平成18年7月31日から実施する。

附 則

この協定は、平成19年1月9日から実施する。

附 則

この協定は、平成22年3月26日から実施する。

附 則

この協定は、平成27年10月1日から実施する。

附 則

この協定は、令和4年4月1日から実施する。

別表

自衛隊側連絡責任者	警察側連絡責任者
北部方面総監	北海道警察本部長
第9師団長	青森県警察本部長、岩手県警察本部長、秋田県警察本部長
第6師団長	宮城県警察本部長、山形県警察本部長、福島県警察本部長
第12旅団長	栃木県警察本部長、群馬県警察本部長、新潟県警察本部長、長野県警察本部長
第1師団長	茨城県警察本部長、埼玉県警察本部長、警視総監、千葉県警察本部長、神奈川県警察本部長、山梨県警察本部長、静岡県警察本部長
第10師団長	富山県警察本部長、石川県警察本部長、福井県警察本部長、岐阜県警察本部長、愛知県警察本部長、三重県警察本部長
第3師団長	滋賀県警察本部長、京都府警察本部長、大阪府警察本部長、兵庫県警察本部長、奈良県警察本部長、和歌山県警察本部長
第13旅団長	鳥取県警察本部長、島根県警察本部長、岡山県警察本部長、広島県警察本部長、山口県警察本部長
第14旅団長	徳島県警察本部長、香川県警察本部長、愛媛県警察本部長、高知県警察本部長
第4師団長	福岡県警察本部長、佐賀県警察本部長、長崎県警察本部長、大分県警察本部長
第8師団長	熊本県警察本部長、宮崎県警察本部長、鹿児島県警察本部長
第15旅団長	沖縄県警察本部長
大湊地方総監	北海道警察本部長、青森県警察本部長
横須賀地方総監	岩手県警察本部長、宮城県警察本部長、福島県警察本部長、茨城県警察本部長、栃木県警察本部長、群馬県警察本部長、埼玉県警察本部長、警視総監、千葉県警察本部長、神奈川県警察本部長、山梨県警察本部長、長野県警察本部長、静岡県警察本部長、岐阜県警察本部長、愛知県警察本部長、三重県警察本部長
舞鶴地方総監	秋田県警察本部長、山形県警察本部長、新潟県警察本部長、富山県警察本部長、石川県警察本部長、福井県警察本部長、滋賀県警察本部長、京都府警察本部長、兵庫県警察本部長、鳥取県警察本部長、島根県警察本部長

呉地方総監	警視総監、大阪府警察本部長、兵庫県警察本部長、奈良県警察本部長、和歌山県警察本部長、岡山県警察本部長、広島県警察本部長、山口県警察本部長、徳島県警察本部長、香川県警察本部長、愛媛県警察本部長、高知県警察本部長、大分県警察本部長、宮崎県警察本部長
佐世保地方総監	山口県警察本部長、福岡県警察本部長、佐賀県警察本部長、長崎県警察本部長、熊本県警察本部長、鹿児島県警察本部長、沖縄県警察本部長
北部航空方面隊司令官	北海道警察本部長、青森県警察本部長、岩手県警察本部長、秋田県警察本部長
中部航空方面隊司令官	宮城県警察本部長、山形県警察本部長、福島県警察本部長、茨城県警察本部長、栃木県警察本部長、群馬県警察本部長、埼玉県警察本部長、警視総監、千葉県警察本部長、神奈川県警察本部長、新潟県警察本部長、山梨県警察本部長、長野県警察本部長、静岡県警察本部長、富山県警察本部長、石川県警察本部長、福井県警察本部長、岐阜県警察本部長、愛知県警察本部長、三重県警察本部長、滋賀県警察本部長、京都府警察本部長、大阪府警察本部長、兵庫県警察本部長、奈良県警察本部長、和歌山県警察本部長
西部航空方面隊司令官	鳥取県警察本部長、島根県警察本部長、岡山県警察本部長、広島県警察本部長、山口県警察本部長、徳島県警察本部長、香川県警察本部長、愛媛県警察本部長、高知県警察本部長、福岡県警察本部長、佐賀県警察本部長、長崎県警察本部長、熊本県警察本部長、大分県警察本部長、宮崎県警察本部長、鹿児島県警察本部長
南西航空方面隊司令官	沖縄県警察本部長